

(事前公表)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年2月28日

1 契約の名称及び数量

奈良公園事務所トイレ他清掃業務委託

※ 詳細は別添*仕様書のとおり

※ 閲覧にて仕様書等を示す場合は、その旨を記載してください。

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者のいずれか*であること

(1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者

- ① 障害者支援施設
- ② 地域活動支援センター
- ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
- ④ 小規模作業所
- ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けた者

(2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次の要件を満たす認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立に資することにつき知事の認定を受けたものに限る。）

上記1で示す役務に使用される者が主として生活困窮者であること

(3) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの者

- ① シルバー人材センター連合
- ② シルバー人材センター
- ③ ①又は②に準ずる者として知事の認定を受けた者

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次の条件を満たす母子・父子福祉団体及び母子・父子福祉団体に準ずる者として知事の認定を受けた者

上記1で示す役務に使用される者が主として配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦であること

※ 契約の相手方の選定基準からさらに限定する場合は、(1)～(4)で必要な者を選択し、1者となる場合は、「のいずれか」を削除してください。

3 契約の相手方の決定方法

(提案による場合)

(1) 「随意契約の締結に関する取扱基準について」（平成27年3月24日付会局総第124号会計局長通知）の地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当事例（ス）に準じた手続きにより契約の相手方を決定します。

4 提案書の提出先及び提出期限

(1) 提出先 奈良県奈良公園事務所 管理課 庶務管理係

(2) 提出期限 令和5年3月17日（金） 午後4時00分

(3) その他（※提案による場合は、当該委託業務の内容に応じて記載してください。）

① 見積書には上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア 上記2に該当しない者が提出した見積書

イ 記名押印を欠く見積書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

奈良県奈良公園事務所 管理課 庶務管理係

住所：奈良市芝辻町543

電話：0742-22-0375（ダイヤルイン）

FAX：0742-24-1706

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。